

令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング等について

1 主旨

- 医師法第 16 条の 10 の規定に基づく専門研修に関する協議として、県が県地域医療対策協議会にお諮りした上で厚生労働省に述べた意見に基づき、厚生労働省から日本専門医機構へ意見を述べております。(県からの意見の内容は、令和 7 年 8 月 5 日付け 7 医政第 109709 号にて県地域医療対策協議会委員の皆様にお諮りしたとおり。)
- その意見に対し、「厚生労働大臣から日本専門医機構への意見及び要請についての回答」として、日本専門医機構から厚生労働大臣宛に、同機構内で検討した内容の回答があった旨、厚生労働省医政局医事課より情報提供がありましたので、ご報告いたします。(別紙)

2. 日本専門医機構の回答の要点

※「●」から始まる厚労省の意見に対し、「➡」から始まるのが専門医機構の回答

① 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

- 令和 8 年度専攻医募集における、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しに当たっては、医療提供体制確保への配慮、専門研修の質の向上及びその他の現場の運用における負担等の観点から課題の把握に努めること。
 - ➡ 特別地域連携プログラムがシーリングの枠内に入った影響による次年度のシーリング総数への影響、派遣先リストの作成方法、指導医派遣実績の収集方法や頻度などについて、引き続き検討を進める。
- シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。
 - ➡ 派遣実績のうち常勤に相当する週 5 日以上を医師少数区域へ派遣している実績を評価し、「常勤派遣分」として追加算出を行ったところ。なお、今回追加された「常勤派遣分」の枠については、次年度以降の採用実績には計上しないこととする。

② 連携プログラム等について

- 令和 8 年度のシーリングにおいて特別地域連携プログラムを連携プログラムに振り替えることを可能としていることも踏まえ、各種連携プログラムの連携実績を把握すること。
 - ➡ どのプログラムが連携プログラムに振り替えられたかを把握できる仕組みを検討中。また、今後、連携プログラム（都道府県限定分を除く）についても、どのように実績を把握できるかについて、引き続き検討を進める。
- 特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めること。
 - ➡ 特別地域連携プログラムの連携先確保については、都道府県に対して、連携先として受け入れ希望のある施設のリスト作成を依頼する。特別連携プログラムを経験した専攻医の意見聴取についても、聴取方法を検討し実情の把握に努める。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- 令和8年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、より詳細な分析を行うこと。その際、令和9年度以降の指導医派遣の実績の収集については、例えば派遣先における専攻医の受入実績や指導実績等、必要な情報についての検討を行うこと。
- ➡ 専門研修指導医の派遣実績について、収集したデータの更なる分析が可能か検討を行う。また、令和9年度以降の指導医派遣実績の収集方法、頻度については、施設の負担や基本領域学会からの意見も踏まえ検討を行う。その際、必要となる情報項目についてもあわせて検討を行う。

④ その他

- 引き続き専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を着実にを行うこと。
- ➡ 今後も、専攻医、指導医、学会等の関係者からの意見を聴取できる仕組みを検討し、推進する。また、専門研修に関する情報収集及びデータ整備についても、システム利用者にとってより使いやすいシステム構築に努める。

3. 令和8年度専攻医募集におけるシーリング数について

- 令和7年8月5日付け7医政第109709号にてお伝えしたとおり、本県には、令和8年度専攻医募集においてシーリング対象となる診療科はありません。

【参考】令和9年度専攻医募集におけるシーリングの試算結果について

- 令和7年度第4回医道審議会 医科分科会 医師専門研修部会(令和8年1月21日開催)にて、令和9年度専攻医募集におけるシーリングについて、基本的な方針(案)とシーリング数の試算結果が示されたところであり、本県では精神科のみがシーリング対象となる試算結果となっております。
- 翌年度の専攻医募集におけるシーリング案については、例年、夏頃に厚生労働省からの意見照会を受け、各委員の皆様にご意見をお伺いしておりますので、本件については、次年度改めて意見照会をさせていただきます。